

農業で働く人材マッチングモデル構築事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「農業で働く人材マッチングモデル構築事業業務」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

農業で働く人材マッチングモデル構築事業業務委託

2 業務の目的

本県における基幹的農業従事者数は、令和2年には約4.3万人と、5年の間に約1万人減少し、さらには65歳以上の割合が約7割を占めるなど、農業従事者の減少と高齢化が一層進んでいる状況にある。また、農業者の経営規模が拡大する中で、農業分野における被雇用者数は10年間で6割減少しており、特に、パートやアルバイトなどの臨時雇いは5年間で1万2千人減少するなど、慢性的な労働力不足が生じている。

これまで、農業における人材の確保については、就農希望者に対する情報提供や相談活動が中心で、農業で働きたい人に対しての情報発信の不足や相談・支援体制が弱いことから、“農業で働きたい”人は増えているが、確保できていない状況にある。特に、雇用側が農業で働きたい人のニーズに合った労働条件や募集方法で求人ができていないため、ミスマッチが生じていることが要因として考えられる。また、雇用者側の受入れ環境や体制づくりが遅れていることや、他産業と比較して農業で働く魅力が伝わっていないことから、確保した人材が定着しにくいと考えられる。

そこで、本事業では、パートやアルバイトなどの臨時雇いを中心に、農業に関心のある潜在人材を掘り起こし、労働力を必要とする農業者へマッチングするため、昨年度実施した本事業の調査結果及び作成した事例集の提案内容に基づき、乙は甲に対し、各種マッチング方策の有効性の検証や短期のパート・アルバイトの受け入れ体制整備のための提案等の業務委託を行うものとする。

3 委託期間

契約日から令和6（2024）年3月15日（金）までとする。

4 委託金額

3,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

5 委託内容

(1) マッチング方策の有効性の検証

ア マッチング方策の有効性の検証

「農業で働く人材確保のためのマッチング事例集」(R4年度作成)に掲載のあるマッチング方策について、マッチングを希望する農業経営者等と連携した上で、有効性の検証を行う。

イ マッチング方策の有効性の検証内容

以下の区分、項目の検証を実施すること。

調査対象	項目	要件等	備考
I 援農ボランティアの受け入れ	①検証数	・1事例以上	
	②検証先	・県内の産地(JAなど)または農業法人	
	③検証内容	・受入れに至った経緯や受入れ前の準備(検証先への助言含む) ・実際の受入れ現場の取材による受入れの状況の詳細のとりまとめ ・他者が取り組む際の参考となるポイントの整理 ・今後の展望(人材マッチング方策としての有効性)	
	④その他	・その他、本事業の目的達成に効果的な検証内容を自由に提案ください	
II 求人アプリ [*] の活用による短期(日雇い等)のパート・アルバイトの受入れ	①検証数	・2事例以上 (本県の主力または特徴のある品目から、短期雇用の必要性が高い品目を選定)	※マッチング事例集では、「daywaork」を掲載しているが、求人アプリは自由に提案してよい
	②検証先	・検証に協力の意欲のある農業経営体 (甲と相談・連携の上で、検証先を決定)	
	③検証内容	・求人アプリ活用前の準備(検証先への助言含む) ・実際の受入れ現場の取材による受入れの状況の詳細のとりまとめ ・求人率や応募者の属性、課題(ミスマッチの要因など)の分析 ・他者が取り組む際の参考となるポイントの整理 ・今後の展望(人材マッチング方策としての有効性)	
	④その他	・その他、本事業の目的達成に効果的な検証内容を自由に提案ください	
III WEB求人サイト [*] の活用による中長期間のパート・アルバイトの受入れ	①検証数	・2事例以上 (本県の主力または特徴のある品目から、中長期雇用の必要性が高い品目を選定)	※マッチング事例集では、「とちぎの農業で働こう!」を掲載しているが、求人アプリは自由に提案してよい
	②検証先	・検証に協力の意欲のある農業経営体 (甲と相談・連携の上で、検証先を決定)	
	③検証内容	・WEB求人活用前の準備(検証先への助言含む) ・実際の受入れ現場の取材による受入れの状況の詳細のとりまとめ ・求人率や応募者の属性、課題(ミスマッチの要因など)の分析 ・他者が取り組む際の参考となるポイントの整理 ・今後の展望(人材マッチング方策としての有効性)	
	④その他	その他、本事業の目的達成に効果的な項目を自由に提案ください	

(2) 短期のパート・アルバイトの受け入れ体制整備のための提案

ア 作業内容の整理・分解

- ・ 農業経営体が短期のパート・アルバイトの受け入れ体制を整備し、明確な作業体系に基づいた求人やシフト作りを行えるよう、複数品目を対象に、農業経営体の作業内容の整理・分解について例示し、その状況をまとめること。

イ 短期のパート・アルバイトを受け入れやすくする改善ポイントの提案

- ・ 短期のパート・アルバイトを希望する被雇用者とのマッチングの確率を上げるため、求人アプリへの掲載方法の工夫や、求人アプリの種類別の特徴（強み、弱み）などとりまとめること。
- ・ WEBサイトやハローワーク、ロコミなど、求人アプリ以外の様々な手段を有効に活用するポイントや他産業と比較した農業ならではの魅力の発信方法など、求人の際の改善ポイントについて、わかりやすくまとめ提案すること。

(3) 農業者向けの「手引き書」の作成

- ・ 「(1) マッチング方策の有効性の検証」及び「(2) 短期のパート・アルバイトの受け入れ体制整備のための提案」の内容、全国で先進的な取組を実施している農業者の事例等を基に、雇用したくても踏み出せない、雇用したくても見つからない農業者に対し、具体的な方策や手順を示す「手引き書」を作成すること。
- ・ また、「手引き書」には、本県の農業者が活用可能な人材マッチングのための手段（アプリ、ホームページ等）を複数掲載し、その特徴をわかりやすくまとめること。
- ・ 「手引き書」の作成部数は5,000部とするともに、PDF等のデータでも提出するものとする。
- ・ なお、「手引き書」は実績報告書の一部として活用することができるものとする。

6 業務中間報告の実施

- (1) 乙は、本業務の遂行状況を取りまとめた業務中間報告書を令和5（2023）年10月末までに作成し、甲に提出すること。
- (2) 乙は、作成した業務中間報告書と基に、甲に対して業務中間報告会を開催すること。
- (3) なお、業務中間報告書の作成や業務中間報告会の開催に当たっては、事前に内容を乙は甲に相談すること。

7 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。
- (2) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア（DVD等）を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。
- (3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

8 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

9 成果物等

以下に示す成果物等を提出時期までに納入すること。

なお、提出時期の具体的な期日は、実施計画書作成時に甲と協議の上、決定する。

業務	成果物	内 容	形式等	時 期
共通 ※ 6 及び 7 関係	実施計画書	企画提案書を基に具体的な業務内容をまとめた資料	紙媒体 1 部	契約締結後 速やかに
	業務中間報告書	本業務の遂行状況及び報告にまでの実績をまとめた資料	紙媒体 1 部	令和 5 (2023) 年10月末日まで
	実績報告書	本業務の実績をまとめた資料	紙媒体 1 部及び 電子データ	委託業務 完了後
	議事録	会議や打合せの議事録	電子データ	随時
手引き書 の作成 ※ 5 (4) 関係	事例集	農業者が雇用を実践する際に参考となる資料	紙媒体 5,000 部 及び電子データ	委託業務 完了まで

10 委託料の支払

全業務完了後の精算払とする。

11 留意事項

- (1) 事業の成果は、甲に帰属する。
- (2) 各業務上で撮影が必要な場合は、事前に施設等の管理者等に撮影及び撮影した画像・動画配信の許可を得ること。
- (3) 乙が本業務を行うために、取材等により撮影したクリエイティブがある場合、両者協議により、甲に提供が可能であるクリエイティブ（著作権、肖像権等を侵害しないもの）は、撮影終了後に甲に提供し、契約期間終了後も必要に応じて改変等するなどして、甲が使用できるものとする。
- (4) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を利用するときは、乙が法律上の権利問題を解消した上で使用すること。
- (5) 本仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、本仕様書の内容に変更が必要となった場合は、委託者の指示を受けて対応すること。